

令和5年7月3日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(13時00分開会)

◎明神委員長 ここで委員長から一言申し上げます。

今定例会の委員会審査において、委員長の許可を得ない発言や机をたたくような行為が見受けられました。議事の進行上の妨げとなるため、今後そういった行為は慎んでいただくよう注意を申し上げます。

《採決》

◎明神委員長 これより採決を行います。

今回は議案数8件で、予算議案1件、条例その他議案7件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案「令和5年度高知県一般会計補正予算」を、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案「職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案「高知県税条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号議案「高知県地域経済牽引事業に係る同意促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号議案「半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号議案「高知県高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎明神委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日4日火曜日の午前10時から、委員長取りまとめ等を行います。

また、その際、出先機関調査の取りまとめ委員会の日程と、県外調査の協議を行いますので、皆さん、7月下旬から9月上旬までの予定が分かるように用意をしていただきたいと思います。お願い申し上げます。

◎中根委員 閉会の前にすいません。皆さんに、私たちが要請書を出した御報告をさせていただきますと思うんです。

今議会の委員会の中で、三石委員が机を叩かれた。そういうこともありましたけれど、それ以前にも、私たち、はた委員と中根佐知、ずっとこの間の議事の中で、発言そのものが自由にしづらい場面がいくつかあったということを感じてきました。議事運営に関して、威圧的な行為だとか、それから、みんなが配慮し合いながらですけれども、意見をしっかりとと言えるような場をきちんとつくる。こういう議事運営をお願いしたいということで、先

ほど、明神委員長に要請書をお渡しをしています。

ぜひ、皆さんの御協力も得て、よりよい県議会の議事運営が図られるように、こういう要請書を出しましたということをもっと知っておいていただいて、もしよければ、この要請書も、委員の皆さんにはお配りをさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◎明神委員長 それでは、後刻、要請書の写しを皆さんにお配りいたしたいと存じます。

◎三石委員 要請書はそれはそれで構いません。で、昨日ですね、「三石さん、高知民報のほうからこういう記事が出てますよ」ということで、話があったんです。机をたたいて恫喝、三石文隆議員、自民と。個人のフェイスブック、SNSですね。

6月30日に、確かに机はたたきました。これは認めますが、三石議員が力任せにたたき、何を言うтонじゃ、などと叫びましたということが書かれてるんですね。もう1枚ちょっと詳しく、議会の議事録といいますか、事務局がやってくれてますわね。その元に近いような内容を引用してます。ここでも同じように、高知民報というのがありますね。そこにも、三石委員、大声で、何を言うтонじゃ、というようなことを書かれてるんですね。ほんで、そんなこと言うた覚えもないし、委員会でした発言のテープ起こしが出来てるはずですので、聞かせてくださいということで、その正式な議会事務局が起こした発言の内容が全部ありますけれども、私はそんなことも言うてないんですね。なので、実際ここで言っていないようなことがそういう形でひとり歩きするということは、私にとっても非常に納得がいかない部分があるんですね。実際発言した内容と、ここに書かれてる内容は違うんですね。

それと、ここで発言をした内容はテープを起こしますでしょう。今日も記者さんが来られてますけど、記者さんは独自で取材をして、テープに吹き込んで、それを記事にするのは当然のことで、それは別に構いません。オープンですからね。ただし、傍聴者の方はオープンですけど、録音してはならないんですね。記者と違いますからね。本当に内容を知りたいければ、開示請求をして正式にやらないかん。何でそれが外に出るんだろうかということも思いました。議会で話した内容が、議事録に沿うたような内容も書かれてますけれども、そんなことが外に出てひとり歩きして、議事録には出てないような内容の、大声で、何を言うтонじゃって言うたということが書かれてます。

それと、そこに行くまでの過程というのがあるんですね。私は委員長に対して手を挙げて、委員長、委員長と言うて、自分の思いを言ってる。けど、許可なく、発言の途中で2人から来ましたね。そういうことは2回ほどありましたよね。2回目のときに、机をたたいた。そういう威圧に感じられたら、そらいかんことですから、それについては気をつけないかん。そういう嫌な思いさしたのは申し訳ないと思う。本当にそういう思いをさせてはいかんことですよ。ただし、そこへ行くまでの過程ですよ。自分は手を挙げて、こういうことだから、ぜひこういうふうに委員長、差配をしてくださって。そうしないと、

いろいろ要請とか調査だとか言うと、執行部はなかなかそれに対して反論できませんからね。そういう形で話がとまってしまうと、それをせざるを得なくなる可能性があるわけですよ。だから、委員長、そこはどういうことを調査するのか整理をお願いしますというようなことを伝えたかったわけです。そういうことの発言中に、そういうものがあつた。やっぱり真剣に話してるときに言われると、思わずね。発言中だ、と。

机をたたいたということについては、非常に不愉快な思いをさせたわけですから、そういうことはないようにせないかん。委員長が言われることは認めますけれども、あとの部分については、ちょっと自分自身は、何でもこういうようなことを、言うてないのに書かれるのか。独自で取材して、そして確認をして書かれるのであれば別にかまんです。それは新聞記者さんの仕事ですから。けど、私に確認もなく、ましてやここで話したことが外のほうに民報さんの名前を出ると。私に対しても、そういう取材もないし、ようよう聞いたら、議会事務局についても、こういうことで書きますというようなお伺いとかお知らせとか、そういうこともないままいきなりぼんと出とるようなことですので、そのあたりは、報道の自由でみんなが知るのは当然のことなただけど、やっぱりルールというのは守っていただきたいと。

それと、私は発言を止めよるわけじゃないんです。私は、本会議であれば議長の許可をもらって、委員会であれば委員長の許可をもらって発言すべきだと思うんです。過去、いろんなことがあつたと思いますよ。委員長の許可をもらわずくに、そりゃそうじゃないかとか、そういうのもあつたかも分かりませんが、それは決してルールを守ってることにはつながらないと。やっぱり委員長の許可をもらって、そして自分の意見を言うと。自分の意見とあなたの意見が仮に違っておっても、そこは聞くと。みんな代表で来てるわけですから。そして別の意見があるときには、委員長、と許可をもらって意見を言うと。それがやっぱりルールじゃないでしょうかね。

それと繰り返しになりますけども、机をたたいて意思表示をしたということによって、不快な感じを与えた皆さんに、それについてはおわびをしたいと思います。

◎明神委員長 今回のことを踏まえまして、今後、お互いにルールを守り、また自由闊達、円滑な議会運営ができますように、皆様方の御協力をお願い申し上げまして、本日の委員会の閉会の御挨拶といたします。今後よろしく申し上げます。

(13時16分閉会)